

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収漏れについて

小田原税務署長から平成 26 年 7 月 18 日付けで測量士等への源泉所得税等の徴収が適切に行われているか等について自己点検をするよう行政指導があり、点検した結果、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収漏れが判明しました。

1 点検の概要

(1) 調査対象期間 平成 22 年 1 月～平成 26 年 8 月支払分

(2) 確認内容

項目	確認項目	結果	主な原因
ア	測量士、建築士及び土地家屋調査士など所得税法第 204 条第 1 項第 2 号に掲げる報酬料金に係る所得税等の源泉徴収	源泉所得税及び復興特別所得税の源泉徴収漏れ	事業所の名称などから、源泉徴収の必要がない法人と誤認した。
イ	上記以外の報酬等に係る復興特別所得税の源泉徴収	適正処理	
ウ	交通用具使用通勤者への通勤手当の非課税限度額を超える金額への課税	適正処理	

2 源泉徴収漏れの内容及び対応

(1) 内容

(単位：件数は件、税額は円)

	支払 件数	支払先 件数	【補正予算額】	(詳細)	【補正予算額】	(詳細)	
			公課費	源泉所得税等額	不納付加算税 及び延滞税	不納付加算税	延滞税
一般会計	651	24	18,721,000	18,720,587	1,528,000	882,395	644,899
下水道事業特別会計	2	2	706,000	705,914	67,000	36,105	30,601
本市全体	653	24	19,427,000	19,426,501	1,595,000	918,500	675,500

(2) 対応

- ア 徴収不足額（本税）については、補正予算議決後、早急に納付する。また、不納付加算税及び延滞税については、税務署による税額の確定後に納付いたします。
- イ 対象者の方々に対しまして説明と謝罪を行い、源泉所得税等相当額の市への返還を依頼いたします。

3 再発防止策

- (1) 職員に対する源泉徴収制度の事務の取り扱いについての周知徹底を図ります。
- (2) 支出担当課における支出事務の確認を徹底いたします。
- (3) 支払審査担当課である出納室における審査を徹底いたします。